

埼玉県農地調整関係事務処理要領

令和 7 年 7 月

埼玉県農林部

はじめに

- * 本要領は、農地法第 4 条、第 5 条、第 18 条、第 25 条～第 28 条関係を中心に定めたものである。
- * 許可権限の移譲を受けた市町村に係る農地法第 4 条、第 5 条、第 18 条の事務処理については、本要領の対象から除く。
- * 本文中、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）は「法」、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）は「令」、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）は「則」という。
- * 許可等の審査にあたっては、この要領のほか、最新版の県「農地転用許可制度運用指針（令和 3 年 6 月 10 日策定）」、国通知「農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日 12 構改 B 404 号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）」及び「「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日 21 経営 4550 号、21 農振 1598 号農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知、以下「運用通知」という。）」を参照すること。
- * 第 2 章第 5 において、「知事」は、当該事案の許可事務を行った農林振興センター又は県農業政策課に適宜読み替えること。
- * 第 2 章第 6 において、「知事」は、当該転用農地が 4 ヘクタール以下の場合は農林振興センター、4 ヘクタールを超える場合は県農業政策課と適宜読み替えること。

農地調整関係事務処理要領目次

第 1 章 農地法 3 条に基づく農地の権利移動について 削除	1
------------------------------------	---

第 2 章 農地又は採草放牧地の転用の関係

第 1 許可	1
第 2 届出関係	7
第 3 則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定に係る処理の手続	9
第 4 法附則第 2 項規定の協議（4 ヘクタールを超える場合）	11
第 5 転用許可にかかる事前審査（4 ヘクタールを超える場合）	11
第 6 農地転用許可後の転用事業の促進措置	12
第 7 その他	17

第 3 章 農地等の賃貸借の解約等の関係	20
----------------------	----

第 4 章 和解の仲介の関係	23
----------------	----

様式例

3 - 1 ~ 3 - 1 6 削除

4 - 1	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書
4 - 2	農業用倉庫（作業場）の建設に係る資料
4 - 3	資材置場（駐車場）の設置に係る資料
4 - 4	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書
4 - 4 - 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書【記入例】
4 - 5	農地転用事前審査申出書
4 - 6	農地法第 4 条第 1 項（第 5 条第 1 項）の規定による許可申請書に係る意見書
4 - 7	削除
4 - 8	許可指令書
4 - 8 - 2	許可指令書（営農型太陽光発電設備の設置について）
4 - 8 - 3	許可指令書（特定建築条件付売買予定地）
4 - 8 - 4	不許可／却下指令書
4 - 9	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書
4 - 1 0	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書
4 - 1 1	受理通知書
4 - 1 2	農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定に係る申出書
4 - 1 3	農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定に係る検討結果通知書
4 - 1 4	農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定に係る意見聴取書
4 - 1 5	農地法附則第 2 項の規定による協議に係る事案の概要書
4 - 1 6	農地転用許可後の工事等進捗状況報告書
4 - 1 7	工事等完了届（工事等完了届受理書）
4 - 1 8	農地転用許可後の工事等進捗状況報告書、工事等完了届の提出について
4 - 1 9	転用事業完了後の実施状況報告書
4 - 2 0	農地転用許可後の工事等進捗状況報告書、工事等完了届及び転用事業実施状況報告書の提出について

4-21	事業進捗状況管理表
4-22	農地法第4、5条の規定による許可後の計画変更申請書 (当初転用事業者の転用事業計画変更)
4-23	農地法第4、5条の規定による許可後の計画変更申請書 (全部の土地について、継承者による計画変更)
4-24	農地法第4、5条の規定による許可後の計画変更申請書 (一部の土地について、継承者による計画変更)
4-25	農地法第4、5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見書
4-26	買受適格証明願
4-27	資金調達計画書(個人住宅用)
4-28	農地法第4、5条の規定による取消申出書
4-29	農地法第4、5条の規定による許可の取消しについて
4、5条参考	農地転用許可申請に係る添付書類について
4、5条参考	市街化区域内農地の転用届出に係る通知書(4条関係)
4、5条参考	市街化区域内農地の転用届出に係る通知書(5条関係)
4、5条参考	農用地利用計画適合証明願
4、5条参考	土地改良区地区内の農地の転用について
4、5条参考	土地改良区地区内の農地の転用についての意見書
4、5条参考	農地転用等の通知書(土地改良区)
4、5条参考	受理証明書(土地改良区)
4、5条参考	許可指令書、受理通知書の訂正願
4、5条参考	許可申請書、届出書の取下願
18-1	農地法第18条第1項第4号の規定による届出書
18-2	受理通知書
18-3	農地法第18条第1項の規定による許可申請書
18-4	農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書
18-5	許可指令書
18-6	農地法第18条第6項の規定による通知書
18条参考	農地賃貸借合意解約書
18条参考	農地賃貸借の更新をしない旨の通知について
25-1	和解の仲介申立書
25-2	和解の仲介申立調書
25-3、4	和解の仲介の開始通知書
25-5	和解の仲介の申出書
25-6	和解の仲介期日等の通知書
25-7	和解調書
25-8	和解の仲介の打切決定通知書
25-9	和解の仲介申立ての取下通知書
25-10	和解の仲介結果通知書
25-11	和解の仲介申立簿
25-12	和解の仲介記録簿
25-13	和解の仲介の開始通知書
和解参考	和解の仲介委員の変更通知書
和解参考	和解の仲介委員の変更通知書
和解参考	同意書
和解参考	和解の仲介期日等の通知書
和解参考	委任状

埼玉県農地調整関係事務処理要領

令和 3 年 6 月 3 日	農 林 部 長 決 裁
令和 4 年 7 月 5 日	一 部 改 正
令和 6 年 2 月 19 日	一 部 改 正
令和 6 年 4 月 15 日	一 部 改 正
令和 6 年 11 月 18 日	一 部 改 正
令和 7 年 7 月 1 日	一 部 改 正
令和 7 年 7 月 31 日	一 部 改 正

第 1 章 削除 （農地法 3 条に基づく農地の権利移動について）

第 2 章 農地又は採草放牧地の転用の関係

第 1 許可

1 申請手続

(1) 法第 4 条の許可申請手続

ア 農地を転用するため法第 4 条第 1 項の許可を受けようとする者は、様式例 4－1 による申請書 3 通（うち 1 通は農業委員会の控え、1 通は県控え、1 通は申請者控え）を次の(ア)、(イ)の方法により提出する。

(ア) 事業計画に係る農地の面積が 4 ヘクタールを超える場合には、当該農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会を経由して知事（農業政策課）に提出する。

(イ) 事業計画に係る農地の面積が 4 ヘクタール以下である場合には、当該農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会を経由して知事（農林振興センター）に提出する。

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付する。（詳細は、4, 5 条参考資料（農地転用許可申請に係る添付書類一覧）を参照）

(ア) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

(イ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）(ウ) 申請に係る土地の地番を表示する図面（公図の写し等）

(エ) 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000 分の 1 ないし 50,000 分の 1 程度）

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500 分の 1 ないし 2,000 分の 1 程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、次に掲げる書面又はその写しのように、資力及び信用があることを客観的に判断する

ことができるものとすることが考えられる。)

a 金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面

b 預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）

c 源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面

d 青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面

e 補助金の内示通知書等（補助金等を活用して施設を建設する場合）

f 市町村の予算の議決書等（市町村が事業主体となる場合）

g 金融機関が発行する株式の残高証明書その他の有価証券の評価額が分かる書面（流動性が高く評価額の確認が容易なものに限る。）

(k) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

(k) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面（県又は農業委員会が法令を所管する行政機関への確認を行うことにより把握可能なものについては、添付を要しない。）

(k) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(k) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(k) (3) のイのただし書きによって申請する場合は、その旨を証する書面

(k) 施設の建築費、土地購入費等の経費の明細書及び裏付け書面

（例えば、建築見積書、銀行預金残高証明書等、個人住宅の場合は様式例 4－27 による資金調達計画書など）

(k) 許可申請が既存施設の拡張である場合は、既存施設で行われる事業内容・拡張理由・既存施設の敷地面積を記載した書面

(k) 許可申請目的が農業用倉庫（作業場）である場合は、様式例 4－2 を記入し、添付すること

(k) 許可申請目的が資材置場・駐車場である場合は、様式例 4－3 を記入し、添付すること

(k) 許可申請目的が農地改良である場合は、県の「農地改良等の取扱いに関する要綱（令和 7 年 5 月 23 日改正。以下「農地改良要綱」という。）」に定める様式を記入し、添付すること

(k) 許可申請目的が農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設である場合は、雇用計

画、申請者と地元自治体との雇用協定及び雇用の実現に向けた工程を記載した書面
(ツ) 許可申請目的が太陽光発電の場合は、電気事業者との接続の同意を証する書面の写し。なお、FIT 制度を活用する場合に限り、経済産業省の事業計画認定通知書の写しに代えることができる。(申請時に事業計画認定情報により把握可能なものについては、添付を要しない。)

(テ) 許可申請目的が営農型太陽光発電(一時転用)である場合は、(ツ)に加えて、営農型太陽光発電設備の設計図、下部の農地における営農計画書、下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書面
(下部の農地で栽培する農作物について当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ、下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見、当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績)、営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を営農型太陽光発電設備の設置者が負担することを証する書面及び下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を都道府県知事等に提出することを誓約する旨を記載した書面

(ト) 許可申請目的が建築条件付売買予定地である場合は、当該申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面及び農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案を記載した書面

(ナ) その他参考資料

(2) 法第5条の許可申請手続

ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者は、様式例4-4による申請書4通(うち1通は農業委員会の控え、1通は県控え、2通は申請者控え(譲渡人・譲受人))を次の(ア)、(イ)の方法により提出する(記載方法は、様式例4-4-2を参照)。

(ア) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合には、農業委員会を経由して知事(農業政策課)に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

(イ) 事業計画に係る土地が採草放牧地のみである場合又はその面積が4ヘクタール以下の農地である場合には、農業委員会を経由して知事(農林振興センター)に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(ナ)までに掲げる書類(同イの(ア)は農地等について権利を取得しようとする者に係るものに限るものとし、(キ)、(ケ)、(テ)及び(ト)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。)を添付する。

なお、事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える(農地法附則第2項の協議を行う)場合で、転用候補地及び建設しようとする建物又は施設の配置計画が、事前審査の内示に係る土地及び配置計画と同一である場合には、様式例4-5の農地転用事前

審査申出書（添付書類）の 1 及び 2 により添付した図面を同イの(エ)及び(オ)の図面に充て、改めて当該図面を添付させないこととして差し支えない。

この場合、許可申請書の「その他参考となるべき事項」欄にその旨及び添付を省略する書類名を記載させる。（詳細は、4, 5 条参考資料（農地転用許可申請に係る添付書類一覧）を参照）

(3) 許可の申請者

許可の申請をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第 4 条第 1 項の許可を申請する場合にあっては、農地を転用しようとする者

イ 法第 5 条第 1 項の許可を申請する場合にあっては、農地等について権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定し、又は移転しようとする者の双方とする。ただし、その申請に係る権利の設定又は移転が競売若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合及びその申請に係る権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）により調停が成立し、又は家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）により審判が確定し若しくは調停が成立した場合には、この限りでない。

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、知事あての申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例 4－6 による意見書を作成し、これを申請書に添付して知事（農林振興センター、農地が 4 ヘクタールを超える場合には農業政策課）に送付しなければならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会法第 42 条第 1 項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下「県農業委員会ネットワーク機構」という。）に意見を聴いたときは、当該県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。

なお、意見決定の際、特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

(2) 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の送付を知事から受けたときは、意見書の写し等に知事の処理結果を記入するとともに、その指令書を申請者に交付するものとする。

3 知事の処理

(1) 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査（以下「人工衛星等利用調査」という。）又は実地調査を行い、許可又は不許可を決定する。

(2) 知事は、許可又は不許可を決定したときは、指令書（様式例 4－8）を農業委員会を経由して申請者に交付する。

ア 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可の指令書に

については、様式例 4－8－2 を参照すること。

イ 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の指令書については、様式例 4－8－3 を参照すること。

法第 5 条に係る指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、譲渡人、譲受人双方に交付する。

(3) 指令書には、次のア～ウの許可条件、注意事項、教示を記載するものとする。

ア 許可をするに当たっては、次の条件を付するものとする。

「①申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがって事業の用に供すること。

特に、工事の施工に際しては、隣接地等に被害が生じないように十分留意するとともに、万一被害が生じた場合は、速やかに工事を停止し、県の指示を受けること。」

「②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその後 1 年ごとに事業進捗状況報告書を、許可に係る工事が完了したときは工事完了届を、それぞれ農業委員会を経由して、遅滞なく、提出すること。」また、農地の転用目的が一時的な利用の場合は、次の条件を追加すること。

「③申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。」

農地の転用目的が建築物の建築等を伴わないものであつて恒久的な利用の場合は、次の条件を追加すること。

「④工事の完了の報告があつた日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告すること。」

イ 許可に関する指令書をその申請者に交付するときには、その指令書に必ず「注意事項」として次の事項を記載すること。

「許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従つてその事業の用に供しないときは、法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。」

ウ 知事は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は条件を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に教示文を記載する。

4 その他

(1) 標準処理期間

国の事務処理要領に基づき、農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表 1 のとおりとする。

(2) 農地改良

農地改良は一時転用案件として扱い、本要領等のほか県の農地改良要綱に従い、申請、審査、処理すること。

(3) 通常の営農行為

「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日付け国土交通省都市局長・農林水産省農村振興局長・林野庁長官通知）」における通常の営農行為の範疇については、次のとおりとする。

ア 農地改良要綱の規定により農地改良等を目的とした許可又は届出を受理した農地改良等であって、かつ県が定める盛土の高さ（営農基準）以下の盛土の高さの農地改良等

イ 耕起、代かき、整地、畝立て等

ウ 畦畔の新設・補修・除去

エ 土壌改良材の投入

オ 農業用暗渠排水の新設・改修

カ 樹園地における樹木の新植・改植

キ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根・整地等）

ク 農地や農道等の管理の一環として行う、崩壊した法面等の原状回復

(4) 法第 4 条第 8 項及び第 5 条第 4 項の協議の手続

国、県又は指定市町村の転用事業担当部局が学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舍を目的に農地を転用する場合の協議については「県が農地を転用して施設を設置する場合の農地法上の事務取扱要領（令和 5 年 1 月 27 日制定）」に従い、処理すること。

(5) その他処理上の留意事項

ア 許可権者は、法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可（第 5 の規定による事前審査の申出に対する内示を含む。）をしようとする場合において、当該事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条又は第 43 条第 1 項の許可（以下「開発許可」という。）を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者（以下「開発許可権者」という。）に可及的速やかに連絡し、調整を図ることとする。また、農地転用許可及び開発許可は、原則としてこの調整を了した後に同時にすることとする。なお、4 の(4)の協議を行う場合も、同様とする。

イ 地方公共団体等が定める公的な計画に従って農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行うものとする。

ウ 市町村が、則第 25 条第 1 号から第 3 号までに掲げる施設又は市役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って 4 の(2)の事前協議の例に倣い知事と十分に調整を行うものとする。

エ 過去に許可を受けた転用事業者がやむを得ない事情がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合や、無断転用等の農地法違反行為があつて是正がなさ

れていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。

オ 一筆の農地の一部を転用する場合であって、農地転用許可を受けようとする土地の箇所を特定できる場合は、あらかじめ分筆を行わなくても許可をすることは可能。

なお、農地転用許可後において地目変更登記又は所有権移転登記を行う場合における不動産登記法（平成16年法律第123号）による登記手続きを行う場合は、あらかじめ分筆を行い申請することが望ましいことを申請者に説明した上で対応を求めるものとする

カ 「その他必要となるべき書類」の添付を求める場合は、申請書の審査に真に必要なものに厳選するとともに、これらの審査に必要なものであっても、口頭確認で足りるものについてまで、書類での提出を求めるといった対応とならないように留意すること。また、他法令の許認可等の状況など、他の行政機関への確認を行う事により把握可能な情報については、可能な限り申請者に添付を求めないようにすることが望ましい。

キ 許可権者は、法第4条第1項又は法第5条第1項の許可（第5の規定による事前審査の申出に対する内示を含む。）をしようとする場合において、当該事業が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条又は第30条の許可（アに該当する工事を除く。以下「盛土規制法許可」という。）を要する工事であるときは、事前に盛土規制法担当部署に許可見込みの確認を行うこと。

盛土規制法許可を要する工事とは、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条、第4条に該当する工事（盛土規制法第12条第1項ただし書き、第30条第1項ただし書きに該当する工事は除く。）であり、例えば次に掲げる工事が規制の対象になり得る。

(ア) 盛土、切土を伴う駐車場、資材置場等を目的とした造成工事

(イ) 営農基準（農地改良要綱に定める営農基準をいう。）を超える農地改良

(ウ) 農地転用後の土地の利用方法がストックヤードなど土石の堆積をするもの

なお、農地転用許可及び盛土規制法許可は、原則としてこの調整を了した後に同時にすることとする。

第2 届出関係

1 届出手続

(1) 法第4条第1項第7号の規定による届出の手続

ア 法第4条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者は、様式例4-9による届出書を関係農業委員会に提出する。

イ 届出書には、次に掲げる書類を添付する。

(ア) 土地の位置を示す地図（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(イ) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ウ) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18

条第1項の許可があったことを証する書面

(エ) 土地の地番・地目を表示する図面

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手続

ア 市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者は、様式4-10による届出書3通を関係農業委員会に提出する。

イ 届出書には、(1)のイの(ア)から(エ)までに掲げる書類（同イの(ウ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 添付書類その他についての留意事項

ア 届出者が相続後まだ相続による権利移転の登記を了していない場合のように、届出者がその届出に係る農地についての真正な権利者であるかどうか土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）によっては確認することができない場合には、戸籍謄本（除籍の謄本を含む。）その他の書類の提出を求めて届出者がその届出に係る農地等の真正な権利者であることの確認を行うものとする。

イ (ア)届出に係る農地等の賃貸借が農事調停等により成立した合意によって解約されることとなっている場合その他その賃貸借契約が終了することとなっている場合又は(イ)届出に係る農地等が賃貸借の目的となっている場合であって賃借人がその農地等を転用し、若しくは転用のためその農地等を取得しようとする場合等においては、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面を添付する必要はないが、(ア)の場合には、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面その他この賃貸借契約が終了することが確実であると認めることができる書面を添付させるものとする。

所有権以外の権原に基づいて届け出る場合は、所有権の同意を確認できる書面を添付させるものとする。

ウ 届出に係る農地等の賃貸借の解約等が法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われている場合であって、その旨が同条第6項の規定に基づいて関係農業委員会に通知されていないときは、その通知を届出と同様に行わせることが適当と考えられる。

(4) 届出者

届出をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第4条第1項第7号の規定による届出にあつては、第1の1の(3)のアに掲げる者

イ 法第5条第1項第6号の規定による届出にあつては、第1の1の(3)のイに掲げる者

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る土地が市街化区域内にあるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを確認するほか、当該届出に係る農地等が賃貸借の目的となっているかどうかを調査の上、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決

定する。

- (2) 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例 4-11（受理通知書）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。
- (3) 第 1 の 3 の (3) のウの規定は、農業委員会が届出者に対し受理しない旨の通知をする場合に準用する。

3 事務処理上の留意事項

- (1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第 4 条第 1 項第 7 号又は第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導する。
- (2) 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から 2 週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は農地部に報告することが適当と考えられる。
- (3) 農業委員会は、届出に係る農地等が土地改良区の地区内にあるときは、農地転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。
- (4) 農業委員会は、盛土規制法許可を要する工事（第 1 の 4（5）キ参照）と思われる工事については、届出を受理する際に、届出者に盛土規制法担当部署と調整を図るよう伝えること。

第 3 則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定に係る処理の手続

1 申出の手続

- (1) 則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定による農地転用許可を不要とする特例（以下「本特例」という。）の適用を受けようとする者（以下第 3 において「申出者」という。）には、2 の (1) 又は (2) の区分に応じて、様式例 4-12 による申出書を市町村又は農業委員会に提出させる。
- (2) 申出書には、次の書類を添付させる。
 - ア 農業経営改善計画認定書の写し
 - イ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000 分の 1 ないし 50,000 分の 1 程度）
 - ウ 転用候補地に建設しようとする農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面（縮尺は、500 分の 1 ないし 2,000 分の 1 程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

2 市町村又は農業委員会の処理

- (1) 法第4条第1項に規定する指定市町村又は地方自治法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより法第4条第1項及び第5条第1項の許可に係る事務を処理することとされている市町村の場合（地方自治法第180条の2第1項の規定により農業委員会に事務委任されている場合は農業委員会）

ア 申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、申出書の記載事項等の確認、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討を行う。

なお、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1の(2)のイに準じて行うものとする。

また、確認及び検討に当たっては、必要に応じて土地改良区その他の関係者に意見を聴くものとする。

イ アの確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、その旨を様式例4-13により申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項による地域計画をいう。以下同じ。）に記載するために必要な手続を行うよう連絡する。

また、本特例が適用されないと判断した場合は、理由を付してその旨を申出者に通知する。この場合、第1の3の(3)のウの規定を準用する（(2)のエの場合において同じ。）。

(2) (1)以外の市町村における農業委員会の場合

ア 申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、(1)のアにより確認及び検討を行う。

イ アの確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、知事（農林振興センター、農地が4ヘクタールを超える場合には農業政策課）に、様式例第4-14による意見聴取書に申出書の写しを添付して送付し、その判断の適否について意見を聴くものとする。

ウ 3により知事から、農業委員会の判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を様式例4-13により申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続を行うよう連絡する。

エ アの確認及び検討の結果、本特例が適用されないと判断した場合及び3により知事から農業委員会の判断が不適当である旨の回答があったときは、本特例が適用されない旨について理由を付して申出者に通知する。

3 知事の処理

2の(2)のイにより意見を聴かれたときは、申出書の写し等により農業委員会の判断の適否について検討し、その結果を当該農業委員会に回答する。

その際、農業委員会の判断が不相当である旨の回答を行う場合は、理由を付して行うものとする。

4 農業振興地域制度担当部局との一体的な処理

本特例のほか、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条第2号の規定による開発行為の許可を不要とする特例も措置されていることから、申出に係る農地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内である場合は、2の市町村又は農業委員会は、農業振興地域制度担当部局と一体的に処理を行うものとする。

この場合、農地転用担当部局が2の(1)の市町村又は農業委員会であり、かつ農業振興地域制度担当部局が農振法第15条の2第1項に規定する指定市町村又は地方自治法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより同条同項の許可に係る事務を処理することとされている市町村である場合に限り、知事への意見聴取を要さないこととなることについて留意すること。

第4 法附則第2項規定の協議（4ヘクタールを超える場合）

知事（農業政策課）は、法附則第2項の規定により関東農政局長に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例4-15による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに関東農政局長に提出する。

知事（農業政策課）は、関東農政局長から協議の回答を受けた後に、速やかに許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

第5 転用許可にかかる事前審査（4ヘクタールを超える場合）

1 事前審査の申出に係る指導

知事（農業政策課）及び農業委員会は、法第5条第1項の許可を受けるべき農地の権利の設定若しくは移転で、その農地の面積が4ヘクタールを超えるものについては、事業計画者に対し、必要に応じてその許可申請に先立って転用候補地の選定につき事前審査の申出を行うよう指導することとする。

2 申出の方法

事業計画者には、農地の権利者と用地取得の交渉に入る前に、知事（農業政策課）に対

し、様式例４－５による農地転用事前審査申出書（以下「審査申出書」という。）を提出させる。この場合、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて審査申出書を作成する。

３ 申出に基づく処理

知事（農業政策課）は、審査申出書の提出を受けたときは、その記載事項等について立地基準に照らして検討した上で、用地の選定に関する内示通知書を作成し、事業計画者に交付するとともに、関係農業委員会に内示通知書の写しを送付する。

第６ 農地転用許可後の転用事業の促進措置

１ 農地転用許可後の工事等進捗状況及び転用事業実施状況の把握

- (1) 農業委員会は、指令書を申請者に交付する際、工事等進捗状況報告書様式（様式例４－１６）、工事等完了届様式（様式例４－１７）を事務連絡（様式例４－１８）とともに交付し、許可条件に基づき工事等進捗状況報告書及び工事等完了届を提出するように説明する。

また、農地の転用目的が建築物の建築等を伴わないものであって恒久的な利用の場合は、工事等進捗状況報告書様式（様式例４－１６）、工事等完了届様式（様式例４－１７）及び転用事業実施状況報告書様式（様式例４－１９）を事務連絡（様式例４－２０）とともに交付し、許可条件に基づき工事等進捗状況報告書、工事等完了届及び転用事業実施状況報告書を提出するように説明する。

- (2) 知事と農業委員会は、許可処分を行った事案について、様式例４－２１の事業進捗状況管理表又はこれに類する台帳により、当該転用工事等の進捗状況等について管理する。

なお、この事業進捗状況管理表等は、当該工事等の進捗率、工事等進捗状況報告書及び転用事業実施状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・勧告等を行うに際してこれを活用する。

- (3) 農業委員会は、工事等事業進捗状況報告書（２部）が提出されたときは、(2)の事業進捗状況管理表等に報告日、進捗率等を記載するとともに、知事に１部を送付し、１部を農業委員会で保管する。

また、工事等完了届（３部）が提出されたときは、すみやかに現地を確認（現場写真で確認できるときはこれに代えることができる）し、転用事業が許可の内容どおり行われていると認めたときは、工事等完了届の受理書（様式例４－１７下部）３部に押印の上、１部を申請者に交付し、１部を知事に送付し、１部を農業委員会で保管する。

なお、資材置場又は駐車場を転用目的とした許可に係る完了届については、実際に使用している状況の写真を添付するものとする。

さらに、農地の転用目的が建築物の建築等を伴わないものであって恒久的な利用の場合は、工事等完了届の受理書を申請者に交付する際、再度、許可条件に基づき転用事業実施状況報告書を提出するように説明する。

加えて、転用事業実施状況報告書（２部）が提出されたときは、(2)の事業進捗状況管理

表等に報告日を記載するとともに、知事に1部を送付し、1部を農業委員会で保管する。

(4) 知事は、農業委員会から工事等進捗状況報告書、工事等完了届及び転用事業実施状況報告書の送付を受けたときは、(2)の事業進捗状況管理表等に報告日、進捗率、完了日等を記載する。

(5) 農業委員会は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可後3か月を経過した時点において、工事等進捗状況報告書、工事等完了届のいずれも提出されていない場合には、転用事業者に工事等進捗状況を確認する。その結果、工事等が完了している場合には工事等完了届を、工事等が完了していない場合には工事等進捗状況報告書を速やかに提出するよう求める。工事等の進捗状況が許可申請時の予定より遅れている場合には工事等進捗状況報告書にその理由を具体的に記載するよう求める。

また、農地の転用目的が建築物の建築等を伴わない恒久的な利用の場合であって、工事等完了届の受理後6か月を経過した時点において、転用事業実施状況報告書が提出されていない場合には、転用事業者に事業実施状況を確認し、転用事業実施状況報告書を速やかに提出するよう求める。

(6) 知事は、農業委員会と連携し、上記督促後も工事等進捗状況報告又は転用事業実施状況報告書を提出しない転用事業者については、必要に応じて事情聴取又は現地調査を行うこと等により、工事等進捗状況及び転用事業実施状況の把握に努める。

知事と農業委員会は、その後1年毎に提出される工事等進捗状況報告書又は6か月毎に提出される転用事業実施報告書についても、上記(3)～(6)と同様に扱う。

2 事業実施の指導・勧告

(1) 知事は、次に掲げる場合には、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告する。

ア 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合

イ 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合

ウ 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の完了時期）から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合

(2) 知事は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(1)による勧告に代えて5による事業計画の変更の手續を執らせるよう指導する。

3 事業実施の勧告後の措置

- (1) 2の(1)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があった場合には、当該勧告を行った許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断する。
- (2) 2の(1)による勧告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、知事は、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うか否かについて検討する。

なお、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難又は不適当と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えて4による事業計画の変更の手続を執らせるよう指導する。

4 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

知事は、1及び2による転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不適当と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」という。）があるときは、次により処理する。

(1) 事業計画の変更の承認

知事は、転用事業者（承継者がある場合にあつては、転用事業者及び承継者の連署をもって）事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

ア 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあつては、所有者。以下同じ。）によって農地として効率的に利用されることは認められないこと。

イ 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。

ウ 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

エ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

オ 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(2) 事業計画の変更の申請の手続

ア 事業計画の変更申請

当初計画者が転用事業を変更する場合は様式例4-22により、当初計画者に代わり許可に係る全部の土地について継承者が転用を希望する場合は様式例4-23により、また当初計画者に代わり許可に係る一部の土地について承継者が転用を希望する場合

は様式例 4－2 4 により申請することにする。様式例 4－2 2 の申請による場合は 3 通、様式例 4－2 3、様式例 4－2 4 の申請による場合は 4 通（いずれもうち 1 通は農業委員会控え）を、農業委員会を経由して知事に提出するものとする。

イ 申請書には、次に掲げる事項を記載させる。

- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (イ) 土地の所在、地番、地目及び面積
- (ウ) 変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況
- (エ) 転用事業者が変更前の事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由
- (オ) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明
- (カ) 変更後の事業計画の詳細
- (キ) 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画
- (ク) 変更後の転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要
- (ケ) その他参考となるべき事項

ウ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。なお、転用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(ア)から(エ)までに掲げる書類の添付を要しない。

- (ア) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（いずれも承継者に係るものに限る）
- (イ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (ウ) 申請に係る土地の地番を表示する図面（公図の写し等）
- (エ) 位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000 分の 1 ないし 50,000 分の 1 程度）
- (オ) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500 分の 1 ないし 2,000 分の 1 程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）
- (カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、次に掲げる書面又はその写しのように、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものとする）が考えられる。）
 - a 金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面
 - b 預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）
 - c 源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面
 - d 青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面
 - e 補助金の内示通知書等（補助金等を活用して施設を建設する場合）

f 市町村の予算の議決書等（市町村が事業主体となる場合）

g 金融機関が発行する株式の残高証明書その他の有価証券の評価額が分かる書面（流動性が高く評価額の確認が容易なものに限る。）

(キ) 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面（県又は農業委員会が法令を所管する行政機関への確認を行うことにより把握可能なものについては、添付を要しない。）

(ク) 変更前の事業計画について関係者の同意若しくは意見（例えば、取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合又は変更後の事業計画について関係者の同意若しくは意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し

(ケ) 変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等により関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書

(コ) 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書

(サ) 事業計画の変更についての関係地元民の意向及びこれに対する申請者の見解

エ 農業委員会は、当該事業計画変更申請に係る意見書（様式例４－２５）により知事に送付する。なお、農業委員会は、意見を述べようとするとき、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くことは要しない。

オ 知事の処理

知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨の通知を農業委員会を経由し申請者に交付する。

(3) 転用許可申請

知事は、(1)により事業計画の変更の承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る土地の権利の設定又は移転について法第５条第１項の許可を要するときは、改めて同項の許可申請手続を行うよう指導するものとする。

5 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

知事は、２の(2)により事業計画の変更を指導した事案及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるものとして許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理する。

(1) 事業計画の変更の承認

知事は、転用事業者に事業計画の変更の申請を行わせ、４の(1)のエからカまでに掲げる事項の全てに該当するときは、これを承認することができる。

(2) 事業計画の変更の申請の手続

ア 申請書については、４の(2)のアと同様の取扱いとする。

イ 申請書に記載する事項

申請書には、農地転用許可に係る許可申請書の変更部分を明らかにさせた上で、4の(2)のイの(ア)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)及び(ケ)に掲げる事項を記載させる。

ウ 申請書に添付する書類

申請書には、4の(2)のウの(オ)から(コ)までに掲げる書類を添付させる。

エ 農業委員会は、当該事業計画変更申請に係る意見書（様式例4－25）により知事に送付する。

オ 知事の処理

知事は、4の(2)のオと同様の処理を行う。

6 事業完了後の措置

農地の転用目的が建築物の建築等を伴わない恒久的な利用の場合であって、1の(6)による実施状況報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、知事は、許可を受けた者から事情を聴取した上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を行うか否かを検討する。

第7 その他

1 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）の対応については、「違反転用に係る事務処理要領」（令和7年2月18日改正）により処理するものとする。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第4項の規定による公告

知事は、法第51条第4項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

(ア) 令第20条において準用する令第18条第1号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地等の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。

(イ) 令第20条において準用する令第18条第2号により当該農地等を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思

料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

- (ウ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第 3 号により (ア) で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他 (ア) 又は (イ) により判明した当該農地等の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- (エ) 登記名義人等の死亡が判明した場合には、令第 20 条において準用する令第 18 条第 4 号により、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、当該登記名義人等の相続人を確認する。

次に、確認した相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求する。

- (オ) 登記名義人等が法人である場合には、当該法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求することにより、法人の名称及び住所を確認する。また、法人が合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の住所を確認する。合併以外の理由により解散した場合にあっては、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- (カ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第 5 号により (ア) から (オ) までの措置により判明した違反転用者等と思料される者（(オ) の場合にあっては、法人又は法人の役員）に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。なお、送付する住所が当該農地等の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

イ 事前準備

知事は、法第 51 条第 4 項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をする。

- (ア) 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害等が予想される場合等には、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執ること。
- (イ) 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成すること。
- (ウ) 行政代執行に係る工事を業者に発注する場合には、時間的に余裕を持って会計担当部局と調整すること。
- (エ) 開発許可がなされた土地において行政代執行を行う場合には、その内容及び実施時期等を開発許可権者に連絡すること。

ウ 行政代執行の実施

知事は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場

合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すこと。

知事は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 4 条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させる。

エ 行政代執行に要する費用の徴収

知事が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第 5 条及び第 6 条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずる。なお、当該文書には、第 1 の 3 の (3) と同様に教示文を記載する。

2 申出による農地転用許可処分の取消し

知事は、許可を受けた者から、許可処分の取消しの申出があったときは、次により処理する。

(1) 申出による 許可処分の取消しの要件

知事は、次の全てに該当するときは、申出による 許可処分の取消しをすることができる。

- ア 許可を受けた者（法第 5 条の規定による許可については譲渡人及び譲受人の全て）からの申出であること。
- イ 許可を受けた土地において、事業計画に定められた転用事業に着手しておらず、かつ、将来的に着手する見込みがないこと。
- ウ 許可を受けた土地について、権利の設定又は移転が行われていないこと。
- エ 原則として、県が現に保管している公文書により許可内容が確認できること。

(2) 申出手続

- ア 許可処分の取消しを受けようとする者は、様式例 4－28 による許可の取消申出書（以下「取消申出書」という。）2 通を農業委員会を経由して知事に提出する。この場合の取消申出書 1 通は農業委員会の控えとする。
- イ 取消申出書には、次に掲げる書類を添付する。
 - (ア) 取消しを申し出る許可処分に係る許可指令書（紛失している場合には、その旨を取消申出書に記載する。）
 - (イ) 許可を受けた土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

なお、許可後、分筆又は合筆されている場合には、分筆又は合筆後の土地に係る登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
 - (ウ) 許可を受けた土地の一部について許可処分の取消しを申し出る場合は、残りの土地の利用計画を記載した書面
 - (エ) 許可を受けた土地の現況写真
 - (オ) その他参考資料

(3) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、知事あての取消申出書の提出があったときは、取消申出書及び添付書類を知事に送付する。

なお、許可を受けた土地の一部について取消申出書の提出があった場合は、残りの土地に係る計画変更の手続も行うよう申出者に指導するものとする。

イ 農業委員会は、送付した取消申出書に対する指令書の送付を知事から受けたときは、その指令書を申出者に交付する。

(4) 知事の処理

知事は、取消申出書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には人工衛星等利用調査又は現地調査を行い、許可処分を取り消すか否かを決定する。

取消しを決定したときは、指令書（様式例 4－29）を農業委員会を経由して申出者に交付する。

取り消さないことを決定したときは、その旨を農業委員会を経由して取消しを申し出た者に通知するとともに、取消申出書に添付された許可指令書を返却する。

3 競売、公売の場合の取扱

- (1) 競売参加希望者は買受適格証明願（様式例 4－26）3 通を、農業委員会を経由して知事に提出するものとする。この場合の買受適格証明願 1 通は農業委員会の控えとする。
- (2) 買受適格証明願の内容は法第 5 条の規定による許可申請書の内容と同様のものとする。即ち則第 57 条の 5 の事項に準じ記載すること。
- (3) 競落人又は買受人の買受適格の有無の判定は法第 5 条の規定による許可申請を処理する場合の同趣旨で行うこと。
- (4) 知事は農業委員会から進達された買受適格証明願を受理した場合は速やかにこれを審査し、農業委員会を経由して買受適格証明書の交付又は願の却下通知をすること。
- (5) 農用地区域内の農地については、転用許可ができないため、原則として、買受適格証明は交付しない。農用地区域外の農地については、平成 13 年 8 月 23 日農政第 3617 号農政課長通知を参照とすること。

第 3 章 農地等の賃貸借の解約等の関係

1 法第 18 条第 1 項第 4 号の届出関係

(1) 届出手続

ア 届出書は、様式例 18－1 による。

イ 届出書に則第 66 条第 2 項第 3 号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

- (ア) 許可申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか
- (イ) 申請の却下又は許可若しくは不許可の判断に必要不可欠なものであるかどうか
- (ウ) 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

(2) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る賃貸借の解除が賃借人がその農地等を適正に利用していないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

イ 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書(様式例 18-2)をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

(3) 事務処理上の留意事項

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第 18 条第 1 項第 4 号の届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上賃貸借の解除が行われたと等しい行為が行われることのないよう指導する必要がある。

イ 農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規定を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理した時は、当該事務事案について直近の総会又は部会に報告する必要がある。

また、上記通知の記の第 3 の 2 の(1)の④により専決処理を行わない場合にあっても、農業委員会は、届出書の到達があった日から 40 日以内に受理又は不受理の通知書が必ず届出者に到達するように事務処理を行う必要がある。なお、このような事案については、農業委員会は、その処理に若干の日時を要する旨を届出者に通知する必要がある。

2 法第 18 条第 1 項の賃貸借の解約等の許可

(1) 許可申請手続

ア 許可申請は、様式例 18-3 による許可申請書 4 通（ただし単独申請の場合は 3 通）を、農業委員会を經由して知事（農林振興センター）に提出するものとする。この場合の許可申請書 1 通は農業委員会の控えとする。

イ 許可申請書の提出にあたっては、申請内容が賃貸借の解除をし、解約の申し入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の 3 か月前までに農業委員会に提出しなければならない。

ウ 合意による解約に係る許可申請は当事者が連署してすることを要するが、則 64 条第 1 項ただし書きの規定により単独で許可申請できる場合（解約に関する確定判決、裁判上の和解、請求に認諾、民事調停法による調停の成立、家事事件手続法による調停の成立）には、それらに該当することを証する書面を添付させる。

エ 許可申請書に則 64 条第 3 項第 3 号の「その他参考となるべき書類」（賃貸借契約書の写し、農地転用事業計画書等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、

特に 1 の (1) のイの (ア) から (ウ) までに留意する。

(2) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、その記載事項及び添付書類を審査するとともに必要に応じ実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか（この場合、許可申請書の提出日について則第 64 条第 2 項、更新拒絶をしようとする日について法第 17 条の制限があることに留意する。）及び法第 18 条第 2 項各号に該当するかどうかを検討する。

なお、この場合において、許可申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

イ 農業委員会は、アの検討によりその申請の却下又は許可若しくは不許可について意見を決定し、法第 18 条の許可申請に係る農業委員会の意見書（様式例 18-4）を作成し、これを議事録の写しとともに許可申請書に添付して速やかに知事（農林振興センター）に送付する。

ウ 農業委員会は、イの送付に係る申請に対する知事の指令書の写しを受け取ったときは、当該申請に係る意見書の控えに知事の処理結果を朱筆する。

(3) 知事（農林振興センター）の処理

ア 知事は、農業委員会の送付により許可申請書の提出があった場合には、農業委員会の意見書及び議事録の写しを参考にし、(2) のアと同様により検討する。

なお、この場合において、許可申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

イ 知事は、アの検討によりその申請を却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例 18-5）を申請者（当事者の連署による申請にあつては、その双方の申請者）にその申請に係る農地等の所在地を管轄する農業委員会を経由して交付するとともに、その内容を当該農業委員会に通知する必要がある。

この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならない。

また、処分の内容が申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は附款を附して許可するものであるときは、指令書の末尾に審査請求及び訴えの提起ができる旨を教示する。

ウ 許可申請に係る土地が法第 4 条又は第 5 条の許可を必要とする場合は、これらの許可を併せて双方にいくちがいのないように特に留意しなければならない。

エ 知事はイの処分をしたときは、当該処分につきその内容、その目的となった申請の区分等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに簿冊に整理して保管する。

3 法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知

(1) 通知書は、様式例 18-6 による。

(2) 通知書に則第 68 条第 3 項第 5 号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、

負担軽減の観点から、1の(1)のイの(ア)から(ウ)に準ずる。

- (3) 農業委員会は、通知書を受理した場合にはその記載の内容に誤りがないかどうか及びその貸貸借の解約の申入れ等が法第18条第1項の許可を受けることを要しないものであるかどうかを審査する。
- (4) 農業委員会は、(3)の審査によりその貸貸借の解約の申入れ等が法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を受けることを要しないものに該当しないと認めたときは、直ちにその貸貸借の当事者にその旨を通知する。

第4章 和解の仲介の関係

1 農業委員会による和解の仲介

(1) 和解の仲介の申立て

ア 和解の仲介（以下「仲介」という。）の申立書は、様式例25-1による。

イ 口頭で仲介を申し立てる場合には、申立人が農業委員会の事務所に出頭し、農業委員会事務局職員の面前で申し立てる事項を陳述させる必要がある。

この場合には農業委員会事務局職員は、申立人が陳述した事項を記録し、調書を作成した後、申立事項を申立人に読み聞かせて申立ての内容に相違ないことを確認する。

調書は、様式例25-2による。

ウ 代理人が申し立てる場合には、当該申立てにつき代理権を有することを証する書面を提出する必要がある。

(2) 仲介委員の指名等

ア 農業委員会会長は、仲介の申立てがあったときは、当該紛争が、農業委員会において仲介することが困難若しくは不適當であると認められる場合又は法第25条に規定する要件を欠くと認められる場合を除き、遅滞なく仲介委員を指名し、仲介を行わせる必要がある。

イ 「仲介することが困難若しくは不適當」とは、次に掲げる場合とする。

(ア) その紛争に係る農地等のうちに他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているとき

(イ) その事件が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることとなることが予想されるとき

(ウ) その紛争の当事者の一方が国、県又は市町村であるとき

(エ) その紛争の当事者の一方が当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは世帯員等であるとき

(オ) その紛争が、所有権の存否に係る純法律的な紛争であるとき、農業委員会ですでに仲介を試みたことのある紛争でその後当該紛争についての基本的な事態に変更のないものであるとき、多数の当事者に係る紛争等農業委員会が自ら仲介することを困難又は不適當と認める事由があるとき

ウ 農業委員会会長は仲介の申立てがあった事件について仲介委員を指名したときは遅

滞なく、当事者に対し様式例 25-3 により仲介を開始する旨を通知するとともに、知事に対し様式例 25-4 によりその旨及び当該紛争の概要を通知する必要がある。

この場合の知事への通知書は、2 通作成し農林振興センターへ提出する。農林振興センターは、うち 1 通を農業政策課に送付する。

エ 農業委員会会長は、仲介の申立てがあった事件のうち農業委員会において仲介を行うことが困難又は不適当であると認められるもの（仲介委員から(3)のキの申出があったものを含む。）があった場合には、次の農業委員会の会議において、知事に仲介を行うべき旨の申出をすることとするか又は農業委員会が仲介を行うこととするかの決定を得る必要がある。

オ 農業委員会は、エにより知事に仲介を行うべき旨の申出をすることと決定した場合にあっては、遅滞なく、申立人の同意書を徴した上、知事に対し様式例 25-5 による申出をする必要がある。

この場合の知事への通知書は、2 通作成し農林振興センターへ提出する。農林振興センターは、うち 1 通を農業政策課に送付する。

カ 農業委員会会長は、仲介委員を指名するに当たっては、次に掲げる委員は当該事件の仲介委員に指名すべきではない。

(ア) 当該紛争の当事者の 6 親等以内の親族たる委員

(イ) 当該紛争について利害関係を有する委員

キ 農業委員会会長は、仲介委員に事故があるときは仲介委員の指名を解き新たに仲介委員を指名する。この場合には、当事者及び小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

(3) 仲介手続

ア 仲介委員は、その互選により仲介主任を定める必要がある。

イ 当事者、小作主事等への通知その他の行為は、仲介主任が行う必要がある。

ウ 仲介に関する意思決定は、多数決により行うことができるが、仲介の期日及び場所、仲介の方針、和解条項、仲介の終了等については、その性質上、全員一致の意見に基づいて行うよう努める必要がある。

エ 令第 23 条第 1 項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第 25-6 による。

オ 仲介委員は、令第 23 条第 1 項の規定による仲介期日の通知をしたときは、農林振興センターの小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

カ 仲介期日には、当事者の出頭を求める必要がある。

ただし、仲介期日にやむを得ない理由により自ら出頭できないときには、代理人の出頭でもさしつかえないが、この場合には、当該事件の仲介についての代理権を授与したことを証する書面を提出させる必要がある。

キ 仲介委員は、仲介に係る事件を農業委員会において仲介を行うことが困難又は不適当である事情が判明したときは、申立人の同意を得て、農業委員会会長に対し、知事（農林振興センター）による仲介の手続をとるよう申し出ることができる。

ク 仲介委員は、仲介に係る紛争が農事調停等他の法令による紛争処理制度に係属しているときは、その係属中は、仲介手続を休止する必要がある。

ケ 仲介による和解が成立したときは、仲介委員がその内容を記載した調書（様式例 2 5－7）を作成する。

コ 仲介委員は、仲介の場所において令第 25 条第 2 項の規定により仲介を打切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例 2 5－8 により通知して仲介を打切る必要がある。

サ 仲介手続中に申立人から仲介の申立ての取下げがあったときは、その時に仲介は終了することとなるので、仲介の場所以外において取下げがあったときは、仲介委員は、被申立人及び参加人に対し様式例第 2 5－9 によりその旨を通知する必要がある。

シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第 25 条第 2 項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会会長に報告する必要がある。

ス 農業委員会は、申し立てられた事件について仲介が終了したときは、知事に対し、様式例 2 5－1 0 により仲介結果を通知する必要がある。

この場合の知事への通知書は、2 通作成し農林振興センターへ提出する。農林振興センターは、うち 1 通を農業政策課に送付する。

セ 農業委員会職員は、仲介に出席するとともに、仲介主任の命をうけて仲介手続に係る書面の作成その他の事務を処理する必要がある。

(4) 仲介の記録等

ア 農業委員会は、様式例 2 5－1 1 による和解の仲介申立簿を備え、事件名、申立人、仲介委員及び結果を記載する必要がある。

イ 農業委員会は、仲介の申立てがあった事件につき自ら仲介を行ったときは、様式例 2 5－1 2 により事件ごとに記録簿を作成し、仲介の経過及び結果を記録しておく。この場合、仲介の経過には、仲介の期日ごとにその出席した仲介委員、当事者及び利害関係人等の氏名並びに仲介の概要を記載する必要がある。

ウ 農業委員会は、仲介により成立した事件につき、(3)のケで作成した調書の原本を整理し、これを保存する必要がある。

エ 農業委員会は、当事者その他利害関係人から申請があったときは、和解調書の謄本を交付する必要がある。

(5) 農林振興センター小作主事の意見聴取

ア 法第 26 条の規定により聴く小作主事の意見は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聞くこととし、必要があれば仲介方針についても聴く必要がある。

イ 仲介委員は、法第 26 条第 1 項に規定する事項以外の事項に係る紛争であっても、その内容が純法律的なもの又は相当長期間にわたる法律関係を成立させることとなるものについては、努めて小作主事の意見を聴くことが望ましい。

ウ 農業委員会は、小作主事が口頭で意見を述べたときは、その旨を(4)のイの記録簿に記録し、書面により意見が述べられたときは、その意見書と記録簿を整理し、保管する

必要がある。

(6) 農林振興センターの処理

ア 小作主事は、1の(2)のウの通知を受けたときは、仲介を行うのに必要と認められる意見を仲介委員に述べる必要がある。

イ 小作主事は、仲介委員から、意見を求められたときは、仲介期日に出席して、当事者から事情を聴取し、意見を述べることとするが、仲介期日に出席できないときは、仲介委員又は農業委員会職員等から事件の内容の詳細を聞き、書面その他の方法によって意見を述べる必要がある。

ウ 農林振興センターは、農業委員会が行った仲介事件につき、事件ごとに整理し、小作主事が意見を述べたときは、その要旨を記録しておく必要がある。

エ 小作主事は、その発する書面には、その職印を押印する必要がある。

2 知事（農林振興センター）による和解の仲介

(1) 知事は、農業委員会から和解の仲介を行うべき旨の申出があったときは仲介を行う。

(2) 知事は、法第28条第2項の規定により小作主事その他の職員（以下「小作主事等」という。）に仲介を行わせる場合には当該事件を担当する小作主事等を指定する。この場合には、当事者に対し、小作主事等に仲介を行わせることとした旨及び担当小作主事等の氏名を様式例25-13により通知する必要がある。

(3) 知事（法第28条第2項の規定により小作主事等に仲介を行わせる場合には当該小作主事等。（4）において同じ。）は仲介期日を定めたときは、当事者に対し仲介の期日、仲介の場所の他必要な事項を通知する必要がある。この場合の通知は、様式例25-6に準ずる。

(4) 仲介による和解が成立したときは、知事がその内容を記載した調書を作成する。

(5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第25条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を知事（農林振興センター）に報告し、この報告書の写しを農業政策課に1部提出する。

(6) 令第28条の規定による仲介結果の通知は、様式例25-10に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「4 仲介の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき仲介の経過の概要を記載する必要がある。

(7) 知事は、仲介を行うため必要があるときは、農業委員会の意見を聴くことができる。

(8) 1の(4)の仲介の記録は、知事による仲介に準用する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

なお、この要領の施行前にされた申請又は届出であって、この要領の施行

の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、
なお従前の例による。

別表 1

	農業委員会による意見書の送付	都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付	地方農政局長等による協議に対する回答の通知
農業委員会が農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない場合	申請書の受理後 15日間	申請書及び意見書の受理後10日間	
農業委員会が農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く場合	申請書の受理後 20日間	申請書及び意見書の受理後10日間	
うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後 20日間	(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後5日間	協議書受理後 5日間
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後10日間	
	事前審査申出	審査申出書の受理後 15日間	

※事務処理期間は初日不算入とし（民法140条）、閉庁日は含まないものとする。